

# 公益財団法人世界こども財団事務局運営規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人世界こども財団定款（以下「定款」という。）第38条の規定に基づき設置された公益財団法人世界こども財団（以下「この法人」という。）の事務局の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定め、適正な事務処理を行うことを目的とする。

## 第2章 組織

(任務)

第2条 事務局は、この法人の運営及び各種事業の執行に係る事務を処理する。

(構成)

第3条 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。

(事務局長)

第4条 事務局長は、理事長が選任する。

2 事務局長は、事務局の事務を統括する。

3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。

(事務局次長)

第5条 理事長は、事務局長と協議して事務局次長を選任する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

(分掌事務)

第6条 事務局は、各種委員会と密接に連携し、次に掲げる事務を処理する。

(1) 評議員会、理事会その他会議の庶務に関すること。

(2) 各種文書及び規定の作成、管理に関すること。

(3) 事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に関すること。

(4) 賛助会員の入会、退会等の管理に関すること。

(5) 資金の運用及び金銭の出納並びに収入及び支出の命令に関すること。

(6) 契約及び物品等の発注、購入等に関すること。

(7) その他、他に属さない事項に関すること。

## 第3章 事務処理

(文書による処理)

第7条 事務の処理は、原則として文書によって行う。

(事務の決裁)

第8条 事務は、理事長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事会の承認を受けなければならない。

## 第4章 補則

(補則)

第9条 本規則に定めるもののほか、この法人の事務処理に関し必要な事項

は、理事長が定める。

(改廃)  
第10条 本規則の改廃は、理事会の議決を経て行う。

【附則】  
本規程は、平成27年5月12日から施行する。